

公益社団法人日本口腔インプラント学会医学倫理審査委員会規程

平成 27 年 3 月 15 日制定

(設置)

第 1 条 公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第 22 条の規定、並びに文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の定めた「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(以下「倫理指針」という。)に基づき、医学倫理審査委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 本委員会は、定款第 5 条に規定する口腔インプラントに関する研究及び調査に関し、研究者が行う人を対象とする生命科学・医学系研究(以下「医学系研究」という。)が倫理指針の定めに基づいて科学的かつ倫理的配慮の基に実施される事を目的として、業務を行う。

(組織)

第 3 条 本委員会は、委員長、副委員長 2 名及び原則として委員 10 名以内をもって組織する。ただし、2 名以上は会員以外の者でなければならない。

- 2 委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。
- 3 委員は、倫理指針の定めに基づいて、別に定める細則に基づいて、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

(職務)

第 4 条 委員長は、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。
- 3 委員は、この規程の第 7 条に掲げる事項を審議し、第 8 条に掲げる業務を担当する。

(任期)

第 5 条 委員長、副委員長及び委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 本委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 本委員会は、委員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。なお、会議の成立については、細則に別に定める。
- 3 本委員会の議事は、出席委員の全会一致をもって決し、全会一致が困難な場合には、審議を尽くしても意見が取りまとまらない場合に限り、全会一致ではない議決によることができる。この場合、出席委員の大多数の意見をもって、本委員会の意見とする。
- 4 本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

(審議事項)

第 7 条 本委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究を実施することの倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性に関する事項
- (2) 研究の実施中又は終了時に行う事項
- (3) その他、理事会から諮問された事項

- 2 審議事項に関する詳細は、細則等を別に定める。

(業務)

第8条 本委員会は、次の業務を行う。

- (1) 研究の実施に伴う、調査審議
- (2) 研究の申請に伴う、様式等の整備
- (3) 研究に関する審査資料の保管。なお保管場所は、本学会事務局とする。

2 業務に関する詳細は、細則等を別に定める。

(細則)

第9条 この規程の施行に関し必要な細則は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、平成27年3月15日に制定し、同日から施行する。
2. この規程は、平成29年3月12日に改定し、同日から施行する。
3. この規程は、平成30年6月11日の組織変更に伴い名称を倫理審査委員会から医学倫理審査委員会に変更する。なお、同学会が定めている規程等に、倫理審査委員会と規定されているものは、医学倫理審査委員会と読み替えるものとする。
4. この規程は、令和2年12月6日に改定し、同日から施行する。
5. この規程は、令和7年2月11日に改定し、同日から施行する。